

長崎県障害分野介護ロボット等導入事業実施要領 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 前項の補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）、長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示460号の9）及びこの要領の定めるところによる。</p> <p>第2条～第11条 略</p> <p>(事前着手)</p> <p>第11条 補助事業の着手時期は、原則として交付決定のあった日以降でなければならない。ただし、事業の円滑な実施を図るうえで、交付決定前に着手する場合には、あらかじめ、知事に様式第4号による事前着手届を提出し、その同意を得て事業着手することができるものとする。 ただし書きにより交付決定前に着手する場合において、<u>補助事業者</u>は、交付決定までのあらゆる損失等に対し自ら責任を負うものとする。</p> <p>第12条～第13条 略</p> <p>(交付決定の取消し等)</p> <p>第14条 知事は、交付の決定をした場合において、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、すでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。 (1) 交付の決定後生じた、天変地異その他事情の変更により事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。 (2) 事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助金でまかなわれる経費以外の部分を負担することができないことその他の理由により事業を遂行することができないとき。ただし、<u>補助事業者</u>の責に帰すべき事情による場合を除く。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 前項の補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）、長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示460号の9）、<u>令和4年度障害者総合支援事業費補助金（追加協議分）交付要綱（令和5年3月2日厚生労働省発障0302第5号）、障害福祉分野のロボット等導入支援事業（令和4年度第二次補正予算分）実施要綱（令和5年2月16日障発0216第3号）</u>及びこの要領の定めるところによる。</p> <p>第2条～第11条 略</p> <p>(事前着手)</p> <p>第11条 補助事業の着手時期は、原則として交付決定のあった日以降でなければならない。ただし、事業の円滑な実施を図るうえで、交付決定前に着手する場合には、あらかじめ、知事に様式第4号による事前着手届を提出し、その同意を得て事業着手することができるものとする。 ただし書きにより交付決定前に着手する場合において、<u>補助対象者</u>は、交付決定までのあらゆる損失等に対し自ら責任を負うものとする。</p> <p>第12条～第13条 略</p> <p>(交付決定の取消し等)</p> <p>第14条 知事は、交付の決定をした場合において、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、すでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。 (1) 交付の決定後生じた、天変地異その他事情の変更により事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。 (2) 事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助金でまかなわれる経費以外の部分を負担することができないことその他の理由により事業を遂行することができないとき。ただし、<u>事業者等</u>の責に帰すべき事情による場合を除く。</p>

2 知事は、交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付の決定の内容又はこれに附した条件を変更することができる。ただし、すでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

第15条～第19条 略

附則

(施行期日)

この要領は、令和元年11月1日から施行する。
この要領は、令和2年3月4日から施行する。
この要領は、令和2年11月6日から施行する。
この要領は、令和3年2月12日から施行する。
この要領は、令和3年4月1日から施行する。
この要領は、令和3年9月15日から施行する。
この要領は、令和4年3月2日から施行する。
この要領は、令和5年3月2日から施行する。
この要領は、令和5年9月29日から施行する。

2 知事は、交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付の決定の内容又はこれに附した条件を変更することができる。ただし、すでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

第15条～第19条 略

附則

(施行期日)

この要領は、令和元年11月1日から施行する。
この要領は、令和2年3月4日から施行する。
この要領は、令和2年11月6日から施行する。
この要領は、令和3年2月12日から施行する。
この要領は、令和3年4月1日から施行する。
この要領は、令和3年9月15日から施行する。
この要領は、令和4年3月2日から施行する。
この要領は、令和5年3月2日から施行する。